

第7回
民事判決情報データベース化検討会
事務局作成資料
(令和5年4月21日)

これまでの会議の経過と本日の会議の内容

○ これまでの会議の経過

第1～4回：有識者ヒアリング等を実施した上、今後の検討方針について確認

第5回：有識者ヒアリング（日弁連法務研究財団等）

第6回：財団実証実験に関する補足説明・第4回会議の積み残し

（参考 第1回検討会資料2（検討すべき事項の例）第1～第3）

○ 本日の会議の内容

- ・ 取得する民事判決情報の範囲
- ・ [適切な仮名処理の在り方](#)について
- ・ 事後的な是正手段の在り方について

（参考 第1回検討会資料2（検討すべき事項の例）第4、第6）

- 第1 取得する民事判決情報の範囲
- 第2 適切な仮名処理の在り方について
- 第3 事後的な是正手段の在り方について

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 本検討会における議論を踏まえると、基幹データベースには、いわゆる調書判決を含め、幅広い範囲の民事判決情報を収録することが志向されるべきと考えられるが、他方で、民事判決情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度（民事訴訟法第92条第1項）や当事者に対する氏名、住所等の秘匿の制度（令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法第133条以下）が利用された事案、対審の公開が停止された事案（憲法第82条第2項）など、当事者を含む訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれる。このような事案類型の民事判決情報を基幹データベースに収録することの是非について、どのように考えるべきか。また、収録することとする場合、このような訴訟関係人のプライバシー等に配慮するための方策として、後記の仮名処理のほか、どのようなものが考えられるか。

第1 取得する民事判決情報の範囲

財団P Tの議論

○ 方向性

訴訟当事者がDV・ストーカー等の被害者でもあるような場合で、その氏名、住所、これらを推知させる情報等を秘匿する必要性が特に高い事案など、一定の事案については民事判決情報を提供しないこととする考え方もあり得るが、本件スキームの趣旨・目的等の関係では、そのような類型を設けるのは望ましくない。こうした事案については、既存の秘密保護のための閲覧等の制限の制度や令和4年改正民事訴訟法（同年法律第48号による改正後の民事訴訟法）によって創設された当事者に対する氏名、住所等の秘匿の制度（同法第133条以下）の適切な利用によって、情報管理機関に提供される情報を制限することができるのであれば、これらの手段によって、生じる不利益の回避を図るべきである。

第1 取得する民事判決情報の範囲

財団PTの議論

○ 仮名化WGにおける議論の状況

訴訟関係人（事務局注：訴訟当事者に限られない。）がDV等の被害者でもあるような場合、当該訴訟関係人に係る民事判決情報が公開されることで、その氏名、住所等の情報が加害者に知れたときは、更なる加害行為により二次被害が生じる可能性もあり得ることから、そのような情報を秘匿する必要性は特に高く、このような事案については、情報管理機関による民事判決情報の取得自体を禁ずる必要性があるのではないかとの意見があった。

しかし、このような事案についても、同種事例において参考とすべき法規範が示される可能性もあることなどから、利活用の必要性があることには異論がなく、情報管理機関による取得を禁ずる事案類型を設けるのは適切ではないとの意見もあった。これらの事案において想定される二次被害等の弊害は、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や令和4年改正民事訴訟法第133条以下の当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度の適切な利用を通じて情報管理機関への提供を特定し、特定した情報は情報管理機関に提供されないという仕組みが設けられるのであれば、そのような仕組みによって回避されるべきものであるとの意見、そのような仕組みが設けられないとしても、例えば情報管理機関への提供の時点で秘匿すべき情報である旨明示するといった方法によって回避すべきとの意見、情報管理機関が利活用機関に提供する際に、提供する情報の機微性、利活用の目的及び方法、利活用機関の属性等を考慮して提供の可否を決定することによって回避すべきであるとの意見、訴訟関係人の営業秘密を含む民事判決情報についても同様に、秘密保護のための閲覧等の制限の制度等を利用して、公開による弊害を回避すべきであるとの意見があった。

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点の説明要旨

○ 民事判決情報利活用の必要性

- 本検討会において示された裁判例の傾向分析、AIの研究・開発基盤の整備、より精緻な統計的分析等、多様な利活用の在り方を前提とすると、幅広い範囲の民事判決情報を収録することが志向されるべきであると考えられる。なお、財団PTにおける議論においては、年間約20万件の民事判決（簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所における民事事件及び行政事件に係る判決）を念頭に置いて検討が進められていたところ、具体的な収録範囲については、今後検討する予定である。
- もっとも、民事判決情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、対審の公開が停止された事案など、当事者を含む訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案も含まれる。財団PTにおける議論では、こうした事案類型については、基幹データベースに収録しないものとするとの考え方も示されたが、同種事例において参考とすべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかとされたりする可能性があることからすれば、利活用の必要性は否定できず（むしろ、参考とされることで、同種事例における権利利益の適切な実現に資することとなる。）、上記のような配慮を要するとしても、そのことのみを理由として利活用の途を閉ざすことは相当でないように思われが、どのように考えるべきか。

【論点1-1】

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点の説明要旨

- 仮に、こうした事案類型についても基幹データベースに収録することとした場合、訴訟関係人のプライバシー等に対する配慮のための適切な措置を講ずる必要があると思われる。そのような措置として、適切な仮名処理を含む民事判決情報の安全管理のために必要となる措置のほか、例えば、以下のように、閲覧等制限の制度や住所、氏名等の秘匿の制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築することなども考えられるが、こうした措置の在り方について、どのように考えるか。【論点1-2】

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点の説明要旨

- 閲覧等制限・秘匿決定を利用して弊害を回避
 - ・ 閲覧等制限の制度や住所、氏名等の秘匿の制度の適切な運用の下で、裁判所から情報管理機関への提供を制限する情報を特定し、特定した情報は情報管理機関がこれを取得しないような仕組みを設けることができるのであれば、そのような仕組みによって弊害を回避することが考えられる。
- 情報管理機関が取得しない情報の確定
 - ・ 氏名、住所等の秘匿決定があった場合、秘匿すべき情報は当該事件の民事判決書に記載されないこととなるから、対象事件に係る民事判決情報を情報管理機関が取得しても特段の問題は生じないように思われる。
 - ・ 判決書を対象とする閲覧等制限の決定があった場合には、①閲覧等制限の決定があった事件に係る民事判決情報の全部を取得しない、②閲覧等制限決定の対象部分だけ取得しないなどといった方法が考えられる。なお、この点に関連して、閲覧等制限の対象が判決書以外の訴訟記録である場合にどのように考えるか、閲覧等制限の申立てはあったが却下された事案についての判決書についてどのように考えるかなどといったことも検討する必要があるように思われる。

第1 取得する民事判決情報の範囲（論点1再掲）

論点1 本検討会における議論を踏まえると、基幹データベースには、いわゆる調書判決を含め、幅広い範囲の民事判決情報を収録することが志向されるべきと考えられるが、他方で、民事判決情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度（民事訴訟法第92条第1項）や当事者に対する氏名、住所等の秘匿の制度（令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法第133条以下）が利用された事案、対審の公開が停止された事案（憲法第82条第2項）など、当事者を含む訴訟関係人のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれる。このような事案類型の民事判決情報を基幹データベースに収録することの是非について、どのように考えるべきか。また、収録することとする場合、このような訴訟関係人のプライバシー等に配慮するための方策として、後記の仮名処理のほか、どのようなものが考えられるか。

論点1-1 こうした事案類型について（中略）、同種事例において参考とすべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかとされたりする可能性があることからすれば、利活用の必要性は否定できず（むしろ、参考とされることで、同種事例における権利利益の適切な実現に資することとなる。）、上記のような配慮を要するとしても、そのことのみを理由として利活用の途を閉ざすことは相当でないように思われが、どのように考えるべきか。

論点1-2 仮に、こうした事案類型についても基幹データベースに収録することとした場合、訴訟関係人のプライバシー等に対する配慮のための適切な措置を講ずる必要があると思われる。そのような措置として、適切な仮名処理を含む民事判決情報の安全管理のために必要となる措置のほか、例えば、以下のように、閲覧等制限の制度や住所、氏名等の秘匿の制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築することなども考えられるが、こうした措置の在り方について、どのように考えるか。 10

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点2 訴訟関係人のプライバシー等に配慮する観点から、基幹データベースに収録される民事判決情報は一定の仮名処理が施されたものとするのが適当であり、少なくとも訴訟関係人が個人である場合のその氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等の情報については、仮名処理を行う必要があると考えられるが、商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報についてどのように考えるか。

第2 適切な仮名処理の在り方について

財団P Tの議論

○ 方向性

訴訟関係人が個人である場合については、そのプライバシー等が適切に保護されるべき権利利益であり、原則として氏名、住所及び生年月日について仮名化すべきである。ただし、当事者の住所や生年月日が一定の意味を持つものなど、事案によっては、住所や生年月日の仮名化を一部に限るべきである。そのほかにも、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号など、仮名化すべき情報は考えられるが、網羅的かつ画一的な基準を設けることは技術上困難であるから、仮名化の基準を設けるに当たっては、例示を行った上で、情報管理機関において適切な判断を行うことを可能とし、個人のプライバシー等の権利利益の保護を担保できるような仕組みを設けるべきである。

第2 適切な仮名処理の在り方について

財団P Tの議論

○ 仮名化WGにおける議論の状況（個人の氏名、住所及び生年月日）

訴訟関係人が個人である場合、そのプライバシー等は正当に保護されるべき権利利益であり、少なくとも氏名、住所及び生年月日については、仮名化されるべきことにつき、異論はなかった（ただし、事案によっては、当事者の生年や当事者が一定の地域に居住していることが意味を持つ場合もあり得ることから、住所及び生年月日についてどの部分まで仮名化すべきかは、別途検討する必要があるとの意見もあった。）。特に、DV等の被害者にあっては、氏名や住所が加害者に知られれば、二次被害の可能性もあることから、これらの情報は特に保護すべき情報であるとの指摘もあった。

他方で、訴訟当事者が公職者である事案など、公共の利害に関係するものも考えられ、このような場合には、訴訟関係人のプライバシーと情報の公開により得られる公益とを比較衡量した結果、氏名等の仮名化をすべきではないと判断されることもあり得るとの意見があった。もっとも、このような判断につき画一的な基準を設けることは困難であることから、AI技術の活用を念頭に置いた大量の民事判決情報の仮名処理の過程において適切に行うことが実現可能なものなのか疑問を呈する意見もあり、後記の事後的な是正措置との関係を更に整理すべきとの意見もあった。

第2 適切な仮名処理の在り方について

財団PTの議論

○ 仮名化WGにおける議論の状況（氏名、住所及び生年月日以外の情報）

訴訟関係人の電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等の情報は、それ自体が公共財として適正に利活用されることは考え難く、むしろ悪用されることで訴訟関係人の不利益が生ずることが想定され、公開による利益がほとんどないと考えられることから、これらの情報を仮名化すべきことに異論はなかった。

なお、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」情報（個人情報保護法第2条第1項第1号）など個人等を推知させる情報については、個人情報保護法と同様にこれを保護の対象とすることも考え得る。しかしながら、ここで検討されるべきは、個人のプライバシーと民事判決情報の公開によって得られる公益との調整がどのように図られるべきかであり、個人情報保護法とは異なる視点で検討すべきであるとの意見があり、この意見に異論はなかった。また、そのような視点で検討すれば、個人等を推知させる情報を仮名化の対象とすると、仮名過多となり、公益を損なってしまうことから、こうした情報は仮名化の対象とすべきではないとの意見があった。

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点の説明要旨

○ 検討の視点

- 民事判決書の最大の目的・機能が、当事者に対して判決の内容、すなわち、当事者の請求、主張及び立証を明らかにするとともに、裁判所がどのような証拠からどのような事実を認定し、その認定された事実を踏まえてどのような法律を適用し、どのような結論を導いたかを明らかにすることを知らせるとともに、これに対して上訴するかどうかを考慮する機会を与えることにあることについては多言を要しないが、このことだけにとどまらず、本検討会においても繰り返し指摘されてきたように、一般国民に対して、具体的な事件を通じ法の内容を明らかにするとともに、裁判所の判断及び判断の過程を示すことによって裁判の公正を保障することなどにもある。このような民事判決書の目的・機能からすれば、具体的な事実関係を読み取ることができる状態でデータベースにすることに意義があり、仮名化の範囲を広げすぎることはデータベースとしての価値ひいては民事判決情報を提供する意義を損なうことにつながる。
- 財団P Tの議論のとおり、仮名化すべき情報の検討に当たっては、本件スキームの目的の公益性や民事判決情報が公開のプロセスを経て生成されるものであることなどを踏まえ、考慮すべき権利利益を明確にした上、本件スキームの下で当該権利利益を保護するために当該情報を仮名化すべきかどうか検討する必要がある。

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点の説明要旨

- 個人である訴訟関係人の氏名、住所等
 - ・ 個人のプライバシー保護の観点から、個人を特定させる氏名の全部、住所及び生年月日の一部については仮名処理をする必要があることに異論はないと思われる。
 - ・ クレジットカード番号、預貯金口座番号、電話番号等は、不正利用により財産的被害その他の被害が生じるおそれがある一方、具体的な番号そのものが裁判所の判断に当たって重要な情報になることは直ちに想定されないことから、これらについて仮名処理をすることにも異論はないと思われる。

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点の説明要旨

- 商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報
 - ・ 仮に当該民事判決情報そのものから直ちに個人の特定に至らないとしても、公知の事実と組み合わせることにより、個人が特定されるおそれがあるため、何らかの対処をするのが望ましいとも考えられる。
 - ・ 情報管理機関における仮名処理をもって事前に対処することが考えられそうであるが、当該情報が特定の個人を推知させるようなものかどうかに関する判断については、仮名処理が人手によるものか機械によるものかを問わず、当該個人の関与なしに適切に行うことは困難ではないかと思われる。
 - ・ 当該個人を関与させる方法として、例えば、民事訴訟手続の中で訴訟関係人による申出を受け付けて、申出に係る情報を裁判所が提供しない（すなわち情報管理機関が取得しない）という方法も考えられなくもないが、このような方法による場合には、申出の濫用が懸念され、データベースが成り立たなくなるおそれもある。
 - ・ 以上のように、事前の対処は困難であると考えられることから、例えば、利活用機関への提供後に、情報管理機関において訴訟関係人等の申出を受けて必要な対応を行うこととするなど、論点4で提案したような事後的に是正するための仕組みの中で対処する方法のほか、不適正な利用の禁止といった利用者に対する行為規制を設ける方法により、事後的に対処する方策を検討することが望ましいのではないかと考えられるが、どうか。

第2 適切な仮名処理の在り方について

参考：個人情報保護法上の仮名加工情報作成の基準

- ・ 「仮名加工情報」とは、所要の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう（個人情報保護法第2条第5項）。加工の基準は個人情報保護法第41条第1項及び個人情報保護法施行規則第31条に定められており、削除又は置き換えを要する情報は、「特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部」（同条第1号）、「個人識別符号の全部」（同条第2号）、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」（同条第3号）とされている。
- ・ 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除について、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）には、「氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に、①氏名を削除、②住所を削除又は〇〇県△△市に置き換える。③生年月日を削除又は日を削除し、生年月日に置き換える。」といった具体例が挙げられている。
- ・ 個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定めるものをいい、具体的には、①生体情報（DNA等）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの、②旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号をいう（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編））。
- ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等の削除について、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）には、①クレジットカード番号を削除する、②送金や決済機能のあるウェブサービスのログインID・パスワードを削除するといった具体例が挙げられている。

第2 適切な仮名処理の在り方について（論点2再掲）

論点2 訴訟関係人のプライバシー等に配慮する観点から、基幹データベースに収録される民事判決情報は一定の仮名処理が施されたものとするのが適当であり、少なくとも訴訟関係人が個人である場合のその氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等の情報については、仮名処理を行う必要があると考えられるが、商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報についてどのように考えるか。

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点3 訴訟関係人が法人である場合、その名称等を仮名化すべきか。

第2 適切な仮名処理の在り方について

財団PTの議論

○ 仮名化WGにおける議論の状況

訴訟関係人が法人である場合については、正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念することはできず、その名称の仮名化が正当化されるのは例外的な場合に限られるのではないかとの意見があった。法人に関する情報が第三者に公開されることで、営業権・営業上の利益の侵害を懸念する指摘もあり得ないでもないが、侵害行為が不法行為に該当する場合、すなわち営業権・営業上の利益の侵害が不法行為責任を生じさせる場合は、当該侵害行為が自由競争原理を逸脱する不当なものである場合などと限定されており、本件スキームの目的の公益性に照らせば、民事判決情報の提供により不法行為責任が生じることは直ちに想定し難く、法人の種類、規模等にかかわらず、名称については、仮名化する必要性に乏しいとの意見があった。また、法人を訴訟関係人とする民事訴訟の多くが、法人の名称を含めて報道されているという実態も、上記意見に沿うものであるとの指摘があった。

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点の説明要旨

- 検討の視点
 - ・ 論点2でも指摘したとおり、仮名化すべき情報の検討に当たっては、本件スキームの目的の公益性や民事判決情報は公開のプロセスを経て生成されるものであることなどを踏まえ、考慮すべき権利利益を明確にした上、本件スキームの下で当該権利利益を保護するために当該情報を仮名化すべきかどうか検討する必要がある。
- 法人の権利利益についての検討
 - ・ 法人については、正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念することはできない。名誉や信用は保護すべき権利利益として観念しうる。
 - ・ もっとも、名誉や信用については、プライバシーとは異なり、収録された民事判決情報が利活用機関に提供されたただで直ちに侵害されることは想定し難く、その後の利用の有り様によってこれらの権利利益が侵害されることがあり得るにすぎないようにも思われる。
 - ・ こうした名誉や信用は、プライバシーとは異なり、不法行為責任の追及等による一定の回復が見込まれることなどから、仮名処理まで実施する必要はないように考えられる。
 - ・ 以上を踏まえ、法人の名称等を仮名処理することの要否について、どのように考えるか（仮名処理を要すると考えるのであれば、その正当化根拠についてどのように考えるか。）。

第2 適切な仮名処理の在り方について

論点の説明要旨

- 個人のプライバシーの観点からの検討
 - ・ 法人の名称に個人の氏名が用いられている場合、個人のプライバシーが問題となり得るように思われる。もっとも、個人の氏名らしき用語が用いられていたとしても、それが真に個人の氏名なのかどうかといったことは、当該個人やその関係者の関与なくして第三者において適切に判断することが困難な事柄である。この点をおいても、一般的には、法人の名称に個人の氏名等を使用することを許諾した当該個人において一定程度のプライバシー侵害を引き受けているとも考えられる。そうすると、保護を必要とするか否かに関する判断は、個人を推知させる情報と同様、論点4で提案したような事後的に是正するための仕組みの中で対処する方法のほか、不適正な利用の禁止といった利用者に対する行為規制を設ける方法により、事後的に対処する方策を検討することが望ましいのではないかと考えられるが、どうか。

第2 適切な仮名処理の在り方について（論点3再掲）

論点3 訴訟関係人が法人である場合、その名称等を仮名化すべきか。

第3 事後的な是正手段の在り方について

論点4 民事判決情報の適正な利活用を図るためには、基幹データベースに収録すべき民事判決情報について、事前に策定した基準（仮名化基準）の下で仮名処理を適切に実施するために必要な措置（仮名前後の情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための安全管理上の措置を含む。）を講ずることに加えて、既に収録された民事判決情報のうち当該仮名化基準の適合性に疑義があるものについて、これを事後的に是正するための仕組みを設けることも考えられるが、どうか。そのような仕組みを設けるとして、例えば、情報管理機関において、訴訟関係人等の申出を適切に処理するための体制整備を義務付けることなどが考えられるが、どのような仕組みが考えられるか。

第3 事後的な是正手段の在り方について

財団PTの議論

○ 仮名化WGにおける議論の状況

本件スキームの下での民事判決情報の仮名処理については、漏れがないよう十分に留意する必要があるものの、いかに精緻な仕組みを設けようとも、なお仮名漏れや仮名過多が生じる可能性があり、このことが事後的に発覚することがあり得るし、仮名化が所定の基準に適合的に行われたものであったとしても、なお関係者から異論が出る可能性があることも否定できない。また、情報管理機関が民事判決情報を取得した後に、当該情報の基となった民事判決について更正決定（民事訴訟法第257条1項）がされたり、秘密保護のための閲覧等の制限（同法第92条）等の対象となったりする可能性があることも否定できない。

以上を踏まえると、情報管理機関が訴訟関係人の申出を受けて事後的な修正を行う仕組みが必要であり、適切な仕組みが設けられることが情報管理機関の適格性を基礎づける一つの要素になると考えられ、そのような方向性で検討を進めるべきことにつき、異論はなかった。

第3 事後的な是正手段の在り方について

財団P Tの議論

○ 今後の検討課題（事後的な是正措置の在り方）

仕組みの構築に当たっては、事前に策定した基準（仮名化基準）に適合した仮名処理が行われていない旨の事後的な是正措置に加え、基準に適合した仮名処理が行われていても、個別の事情に照らして、その基準を超える範囲の仮名化をすべきである旨の申出を受け付け、必要に応じて更なる仮名化を行う方法も設けるべきであるとの意見があった。また、仮名過多に対する是正の申出も認めるべきであるとの意見もあった。この点の検討に当たっては、特定の情報を公開の対象外とする決定の重大性や本件スキームの主要な役割を担うこととなる情報管理機関の負担を考慮すべきであるとの指摘があった。

事後的な是正措置の在り方については、上記意見や指摘を踏まえ、どのような内容の申出等を受け付け、どのような対応を行うかについて、情報管理機関の体制の在り方を踏まえて検討すべきである。

第3 事後的な是正手段の在り方について

論点の説明要旨

- 仮名前後の民事判決情報の安全管理のために必要となる措置
 - ・ これまで本検討会において指摘されてきたとおり、情報管理機関は、個人情報を含む膨大な量の民事判決情報を取り扱うことになるところ、これが安全に管理されるよう、事前に策定した基準（仮名化基準）の下で仮名処理を適切に実施するために必要な措置（仮名前後の情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための安全管理上の措置を含む。）を講ずることが必要になると考えられる。具体的には適切な管理者を確保するなどといった事業運営上のガバナンスの確保、仮名処理を行うための加工技術の確保、従業者の教育を含む人的体制の確保などといった措置が適切に行われるよう情報管理機関の適格性等を法定することが考えられる。仮名前後の民事判決情報の安全な管理は、第一義的には、こうした仕組みにより確保されるべきものであると考えられる。
- 事後的に是正するための仕組みを設けることの必要性
 - ・ 上記のような仕組みにより、事前に想定される一般的・類型的なリスクについては、対処をすることが考えられるものの、論点2及び論点3において指摘したとおり、一定の情報が特定の個人を推知させるものかどうかなど、第三者が適切に判断することが困難な個別具体的な事情が存在し得ることを想定しなければならず、こうした事情に適切に対応し、プライバシー等への配慮を十全なものとするためには、事案に応じた事後的な是正を行う仕組みが必要になると考えられる。

第3 事後的な是正手段の在り方について

論点の説明要旨

- 仕組みの在り方
 - ・ こうした仕組みの在り方については、基幹データベースに収録すべき民事判決情報について、事前に策定した基準（仮名化基準）の下で仮名処理を適切に実施するために必要な措置（仮名前後の情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための安全管理上の措置を含む。）を講ずることに加えて、既に収録された民事判決情報のうち当該仮名化基準の適合性に疑義があるものについて、関係者の申出を受けて、これを事後的に是正するための仕組みを設けることも考えられるが、どうか。【論点4-1】
 - ・ 受け付ける申出の内容について、仮名化基準の適合性に疑義がある旨の申出にとどまらず、個別の事情に照らして、その基準を超える範囲の仮名化をすべきである旨の申出を受け付けることも考えられるが、どうか。【論点4-2】また、仮名化基準に適合的な仮名処理がされているものの、その処理がために、裁判所の判断及び判断の過程の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付けることも考えられるが、どうか。【論点4-3】
 - ・ 申出を処理する体制として、情報管理機関による処理に加えて、必要に応じて調査・検討を行う組織を設けるなどといった方法も考えられるが、このような体制の在り方について、どのように考えるのが望ましいか。【論点4-4】

第3 事後的な是正手段の在り方について（論点4再掲）

論点4 民事判決情報の適正な利活用を図るためには、基幹データベースに収録すべき民事判決情報について、事前に策定した基準（仮名化基準）の下で仮名処理を適切に実施するために必要な措置（仮名前後の情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための安全管理上の措置を含む。）を講ずることに加えて、既に収録された民事判決情報のうち当該仮名化基準の適合性に疑義があるものについて、これを事後的に是正するための仕組みを設けることも考えられるが、どうか。そのような仕組みを設けるとして、例えば、情報管理機関において、訴訟関係人等の申出を適切に処理するための体制整備を義務付けることなどが考えられるが、どのような仕組みが考えられるか。

論点4-1 既に収録された民事判決情報のうち当該仮名化基準の適合性に疑義があるものについて、関係者の申出を受けて、これを事後的に是正するための仕組みを設けることも考えられるが、どうか。

論点4-2 受け付ける申出の内容について、仮名化基準の適合性に疑義がある旨の申出にとどまらず、個別の事情に照らして、その基準を超える範囲の仮名化をすべきである旨の申出を受け付けることも考えられるが、どうか。

論点4-3 また、仮名化基準に適合的な仮名処理がされているものの、その処理がために、裁判所の判断及び判断の過程の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付けることも考えられるが、どうか。

論点4-4 申出を処理する体制として、情報管理機関による処理に加えて、必要に応じて調査・検討を行う組織を設けるなどといった方法も考えられるが、このような体制の在り方について、どのように考えるのが望ましいか。

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（秘密保護のための閲覧等の制限）

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

- 一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の決定の取消しの申立てをすることができる。

4～8 （略）

9 裁判所は、第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項において同じ。）があった場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

10 （略）

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第一百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならない。

3 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、訴訟記録等（訴訟記録又は第一百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）中前項の規定による届出に係る部分（次条において「秘匿事項届出部分」という。）について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）の請求をすることができない。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなす。

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）

第一百三十三条の二 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、第二項の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第一百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘匿事項記載部分をファイルに記録しなければならない。

○日本国憲法

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○裁判所法（昭和22年法律第59号）

第七十条（公開停止の手續） 裁判所は、日本国憲法第八十二条第二項の規定により対審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならない。